

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第二一号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁

1 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとする。

ア 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚

イ 指定都市の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八千枚

ウ 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 四千枚

2 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ

れ、条例で定めるところにより、1のビラの作成について、無料とすることができるとする。

二、 施行期日

この法律は、平成三十一年三月一日から施行する。